

令和3年3月

館林地区消防組合議会

第1回定例会会議録

館林地区消防組合

令和3年館林地区消防組合議会第1回定例会会議録

於 館林市役所議会棟全員協議会室

議事日程

令和3年3月30日（火）午後2時30分開議

- 第1 議席の指定
- 第2 議長の選挙
- 第3 会期の決定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(館林地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(館林地区消防組合特別職の職員の期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
(館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)
- 第6 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
(群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書)
- 第7 議案第5号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入について
- 第8 議案第6号 館林地区消防組合公平委員会設置条例を廃止する条例
- 第9 議案第7号 令和2年度館林地区消防組合一般会計補正予算(第3号)
- 第10 議案第8号 令和3年度館林地区消防組合関係市町負担金の分賦の割合について
- 第11 議案第9号 令和3年度館林地区消防組合一般会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	今野郷士君	2番	櫻井正廣君
3番	遠藤重吉君	4番	今村好市君
5番	荒井英世君	6番	川島吉男君
7番	岡安敏雄君	8番	橋本和之君
9番	酒巻広明君	10番	松村潤君
11番	松島茂喜君		

説明のために出席した者

管理者	須藤和臣君
副管理者	栗原実君
〃	富塚基輔君
〃	高橋純一君
〃	金子正一君
会計管理者	黒澤文隆
消防長	福地保幸
本部次長	高橋浩幸
総務課長	齊藤正登
予防課長	白澤祥光
警防課長	服部将幸
通信指令課長	中田清
板倉消防署長	横村恭彦
明和消防署長	阿部弘美
千代田消防署長	小貫裕康
邑楽消防署長	町田節雄
救急統括	飯島康明

開会及び開議

(令和3年3月30日(火)午後2時30分開会)

- 副議長(松村潤君) 副議長の松村潤でございます。地方自治法第106条第1項の規定により議長が決まるまで議長の職務を行います。よろしくお願いたします。ただいままでの出席議員は11名であります。よって定足数に達しておりますので、告示第1号をもって招集されました令和3年館林地区消防組合議会第1回定例会は成立いたしました。ただちに会議を開きます。
- 副議長(松村潤君) まず、諸般の報告をいたします。事務局より報告いたさせます。
- 事務局(齊藤正登君) ご報告申し上げます。議員の異動がございました。館林市議会から選出されておりました議員が辞職されました。新たに館林市議会から今野郷士議員、櫻井正廣議員、遠藤重吉議員が本組合議員となりました。以上で報告を終わります。

第1 議席の指定

- 副議長(松村潤君) 次に、日程第1. 議席の指定を行います。去る令和2年12月17日、館林市において、本組合議会議員の選挙が行われましたので、館林地区消防組合議会会議規則第1条において準用する館林市議会会議規則第3条第2項の規定により、1番今野郷士君、2番櫻井正廣君、3番遠藤重吉君以上のとおり、議席を指定いたします。

第2 議長の選挙

- 副議長(松村潤君) 次に、日程第2. 議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によって行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 副議長(松村潤君) ご異議がないようですから、指名推薦によって行うことに決定いたしました。なお、お諮りいたします。指名の方法についてであります。各市町1名の選考委員によって、選考をお願いしたいと思

いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 副議長（松村潤君） ご異議がないようですから、さよう決定いたしました。それでは、市町ごとに選考委員をお願いいたします。選考委員は第1委員会室で選考会議を開催していただきます。その間、暫時休憩いたします。

(休憩)

- 副議長（松村潤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。選考委員代表遠藤重吉君から選考結果をご報告願います。遠藤重吉君。
- 選考委員代表（遠藤重吉君） ただいま、別室におきまして、選考いたしました結果を報告申し上げます。各市町の代表の方々と慎重に審議の結果、館林市の櫻井正廣さんを議長に満場一致で推薦することが決定しましたので、ご報告を申し上げます。
- 副議長（松村潤君） ただいま、ご報告がありましたとおり、櫻井正廣君を議長の当選人として決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 副議長（松村潤君） ご異議がないようですから、議長に当選された櫻井正廣君が議長におられますので、本席から議長当選の告知をいたします。議長の就任のあいさつをお願いいたします。議長櫻井正廣君。
- 議長（櫻井正廣君） ただいま、満場一致をもって議長という事で、謹んでお引き受けしたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 副議長（松村潤君） 以上で議長の職務を終了いたします。ご協力いただきありがとうございます。議長と交代いたします。

第3 会期の決定

- 議長（櫻井正廣君） 次に、日程第3. 会期の決定を議題といたします。本定例会の会期を、本日1日と決定したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（櫻井正廣君） ご異議がないようですから、さよう決定いたしました。

第4 会議録署名議員の指名

- 議長（櫻井正廣君） 次に、日程第4．会議録署名議員の指名をいたします。会議録署名議員に9番酒巻広明君、10番松村潤君を指名いたします。

第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（館林地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（館林地区消防組合特別職の職員の期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例）

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）

- 議長（櫻井正廣君） 次に、日程第5．議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」（館林地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。なお、本議案から議案第3号までの3議案は、人事院勧告に伴い、条例の一部を改正する議案であるため一括して議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者須藤和臣君。
- 管理者（須藤和臣君） 議案第1号専決処分の承認を求めることについて

申し上げます。本案は、国家公務員及び群馬県職員の給与改定に準じ、本組合職員の期末手当の支給月額を改定するため、館林地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分し、公布したものでございます。改正内容について申し上げます。本組合職員の期末手当の支給月数につきまして、令和2年12月期は0.05月分引き下げ、令和3年度以降は、当該期末手当の引き下げ分を6月期と12月期に均等に配分するものでございます。次に、議案第2号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。本案は、本組合職員の期末手当の改定に準じて、令和2年12月期に支給する特別職の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げ、令和3年度以降は、当該期末手当の引き下げ分を6月期と12月期に均等になるよう配分するため、館林地区消防組合特別職の職員の期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を専決処分し、公布したものでございます。次に、議案第3号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。本案は、議案第2号と同様に、会計年度任用職員の期末手当の支給月数を引き下げるため、館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を専決処分し、公布したものでございます。よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（櫻井正廣君） 説明が終わりましたので、3議案について、一括して質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（櫻井正廣君） 質疑を打ち切ります。討論、採決は各議案ごとに行います。まず、議案第1号について討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（櫻井正廣君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第1号を原案どおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。
（挙手全員）
- 議長（櫻井正廣君） 挙手全員よって、議案第1号は、原案どおり承認いたしました。次に、議案第2号について討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（櫻井正廣君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第2号を原案どおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。
（挙手全員）
- 議長（櫻井正廣君） 挙手全員よって、議案第2号は、原案どおり承認

いたしました。次に、議案第3号について討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(櫻井正廣君) 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第3号を原案どおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。
(挙手全員)
- 議長(櫻井正廣君) 挙手全員よって、議案第3号は、原案どおり承認いたしました。

第6 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて (群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書)

- 議長(櫻井正廣君) 次に、日程第6. 議案第4号「専決処分の承認を求めることについて」(群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書)を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者須藤和臣君。
- 管理者(須藤和臣君) 議案第4号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。本案は、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書を専決処分したものでございます。内容について申し上げますと、館林市が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となり、地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害に対する補償事務の共同処理を本年4月1日から開始するため、同組合規約の一部を改正するものでございます。よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。
- 議長(櫻井正廣君) 説明が終わりました。質疑を行います。
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(櫻井正廣君) 質疑を打ち切ります。討論を行います。
(「討論なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(櫻井正廣君) 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第4号を原案どおり承認することに賛成の方は挙手を願います。
(挙手全員)
- 議長(櫻井正廣君) 挙手全員よって、議案第4号は原案どおり承認いたしました。

第7 議案第5号 群馬県市町村公平委員会を共同設置
する地方公共団体への加入につい
て

- 議長（櫻井正廣君） 次に、日程第7. 議案第5号「群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入について」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者須藤和臣君。
- 管理者（須藤和臣君） 議案第5号群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入について申し上げます。本案は、本年4月1日から群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に本組合を含む県内の市、町及び一部事務組合の計11団体が加入することについて、議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。
- 議長（櫻井正廣君） 説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（櫻井正廣君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（櫻井正廣君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第5号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
（挙手全員）
- 議長（櫻井正廣君） 挙手全員よって、議案第5号は、原案どおり可決いたしました。

第8 議案第6号 館林地区消防組合公平委員会設置条
例を廃止する条例

- 議長（櫻井正廣君） 次に、日程第8. 議案第6号「館林地区消防組合公平委員会設置条例を廃止する条例」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者須藤和臣君。
- 管理者（須藤和臣君） 議案第6号館林地区消防組合公平委員会設置条例を

廃止する条例について申し上げます。本案は、4月1日から、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に加入することに伴い、本年3月31日をもって本組合公平委員会を廃止するため、本条例を制定しようとするものでございます。よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（櫻井正廣君） 説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（櫻井正廣君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（櫻井正廣君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第6号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
（挙手全員）
- 議長（櫻井正廣君） 挙手全員よって、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

第9 議案第7号 令和2年度館林地区消防組合一般会計補正予算（第3号）

- 議長（櫻井正廣君） 次に、日程第9、議案第7号「令和2年度館林地区消防組合一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者須藤和臣君。
- 管理者（須藤和臣君） 議案第7号令和2年度館林地区消防組合一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。本案は、歳入歳出予算におきまして、92万2千円の減額補正及び繰越明許費の補正でございます。主な内容について申し上げますと、まず、歳出でございますが、消防本部・館林消防署旧庁舎解体設計業務委託料の確定による減額でございます。歳入につきましては、基金積立金利子を減額し、事業費の確定に伴い、基金繰入金を減額しようとするものでございます。これにより、令和2年度の歳入歳出の総額をそれぞれ23億6,996万4千円とするものでございます。これにより、令和2年度の歳入歳出の総額をそれぞれ23億6,996万4千円とするものでございます。繰越明許費につきましては、館林消防団第7分団詰所建設事業を翌年度へ繰越し執行しようとするものでございます。よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださいますようお願い

い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 議 長（櫻井正廣君） 説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（櫻井正廣君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（櫻井正廣君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第7号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
（挙手全員）
- 議 長（櫻井正廣君） 挙手全員よって、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

第10 議案第8号 令和3年度館林地区消防組合関係市

町負担金の分賦の割合について

- 議 長（櫻井正廣君） 次に、日程第10．議案第8号「令和3年度館林地区消防組合関係市町負担金の分賦の割合について」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者須藤和臣君。
- 管理者（須藤和臣君） 議案第8号令和3年度館林地区消防組合関係市町負担金の分賦の割合について申し上げます。本案は、本組合の経費負担金の分賦の割合について、組合同規約第11条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。内容について申し上げますと、常備消防費の負担割合につきましては、市町の基準財政需要額と人口割により算出し、非常備消防費の負担金につきましては、市町ごとに非常備消防運営に係る必要経費を算出し、そこから起債等の特定財源を除いた額を負担するものでございます。よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。
- 議 長（櫻井正廣君） 説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（櫻井正廣君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（櫻井正廣君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第8号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
（挙手全員）

- 議 長（櫻井正廣君） 挙手全員よって、議案第 8 号は原案どおり可決いたしました。

第11 議案第 9 号 令和 3 年度館林地区消防組合一般会

計予算

- 議 長（櫻井正廣君） 次に、日程第 11. 議案第 9 号「令和 3 年度館林地区消防組合一般会計予算」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者須藤和臣君。
- 管理者（須藤和臣君） 議案第 9 号令和 3 年度館林地区消防組合一般会計予算について申し上げます。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症対策に明け暮れた一年でありました。まだまだ収束の見込みが立ちませんが、ワクチン接種が始まり、必ず平穏な生活が戻ると信じ、消防機関として、あらゆる災害に対する備えを続けて行かなければと考えます。今まで当たり前のように行われていた行事や大きなイベントが開催中止を余儀なくされているところではございますが、令和 3 年度は十分な耐震性、安全性、耐久性を有する、整備された施設を有効活用し、ウイズコロナならではの新しい取り組みを検討し、住民の求めに応じられるよう安全で安心な暮らしを守るため、効率的な事務事業により節減を図りながらも、最も効果的な消防防災業務の執行を目指して、編成した予算でございます。その結果、予算総額は 25 億 7,864 万 5 千円で、前年度に比べ 8.9%の増でございます。内容について申し上げますと、歳入につきましては、市町負担金を始め、危険物施設に関する手数料、県委託金、県補助金、基金繰入金及び繰越金を見込み、諸収入においては高速自動車道救急業務支弁金を、組合債では消防施設整備事業債を計上したものでございます。次に、歳出でございますが、主な施策について申し上げます。常備消防費では、高規格救急自動車 1 台を更新し、テロ対策資機材といたしまして、有毒ガス検知管を、水難救助用資機材といたしまして、ボート及び船外機を購入し、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、CT 測定器内蔵オゾンガス発生装置及び人感センサー付きオゾンガス発生装置 5 台を購入させていただきます。また、北分署建物の長寿命化を図るため大規模改修を施工し、消防本部・館林消防署旧庁舎解体工事を進めていくものでございます。非常備消防費につきましては、館林消防施設費において、防火水槽解体撤去工事を実施しますが、各消防施設費において、

消火栓の設置及び補修工事を実施し、消防水利の整備を図ります。また、館林消防団において、第2分団の消防ポンプ自動車の更新と、第5分団詰所新築工事設計業務を委託するとともに、第7分団第1班及び第2班の詰所解体工事を施工し、消防団活動の充実強化を図るものでございます。いまだ世界で猛威をふるうコロナ禍ではございますが、本年は上昇志向で消防活動及び各種行事に取り組み、現状維持に満足することなく、常に問題意識を持ち、職員一人ひとりが自らの仕事に誇りと情熱をもって職務に邁進するとともに、効率的かつ効果的な消防行政運営を進め、災害に強い地域づくりに努めてまいり所存でございます。以上、令和3年度予算の大綱について、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（櫻井正廣君） 説明が終わりました。質疑を行います。3番遠藤重吉君。
- 議員（遠藤重吉君） 旧庁舎の解体工事についてお伺いしたいと思えます。いつから解体が始まるのか、また、工期を教えてくださいたいと思えます。
- 議長（櫻井正廣君） 警防課長服部将幸君。
- 警防課長（服部将幸君） 旧庁舎の解体についてお答えします。旧庁舎の解体の現在の進捗状況ですが設計業務が終わりまして、成果品の見直しをかけているところでございます。その見直し後、令和3年度に入りまして、手続きを経て、入札業務を行いまして、工期といたしましては、約9ヶ月を見込んでいるところでございます。入札の時期ですが、5月6月で入札業務を行いまして、議会承認をいただきまして、契約に進んでいく予定でございませう。
- 議長（櫻井正廣君） 3番遠藤重吉君。
- 議員（遠藤重吉君） あそこの土地の名義はどうなっているのか、跡地利用についてどう考えているのかお聞かせいただければと思えます。
- 議長（櫻井正廣君） 警防課長服部将幸君。
- 警防課長（服部将幸君） 旧庁舎の土地の関係ですが、館林市の所有の土地をお借りして消防署を建てておりました。もちろん解体が終わりましたら館林市の方にご返却する予定でございませう。また、その後の活用につきましては、館林市の方にお任せするという事になっております。以上でございませう。
- 議長（櫻井正廣君） 他に。7番岡安敏雄君。

- 議 員（岡安敏雄君） 明和町の岡安ですが、一覧表で別に常備消防費の主な事業をいただいております。この中に新しく揃える備品があります。一つは、テロ対策資機材のうちの有毒ガス検知管はどういった物なのか、もう一つは、下の水難救助用資機材とありますがこれによって、各町、あるいは全体として、水難救助用資機材が揃うのかどうかという事をお聞きしたいと思います。できましたら、先程提案者の方からありました、オゾンガス発生装置ですとか、それらの内容はこういった物なのか説明をお願いします。
- 議 長（櫻井正廣君） 警防課長服部将幸君。
- 警防課長（服部将幸君） それでは、令和3年度の常備消防費の主な事業の中で、ご質問にあったところをお答えさせていただきます。まず、テロ対策資機材の有毒ガス検知管ですが、これは国際的なテロに対応する資機材の一つでございます。ガラス管のような検知俵になっておりまして、空中に浮遊した化学剤を吸引して、その成分を検知するものでございます。緊急消防援助隊の毒劇物の登録が当組合はなされておりまして、その資機材の一つです。そして、水難救助資機材のボート、船外機についてですが、管内、各署に、水難救助用ボートは現在配備されております。今回上げさせていただいたのは、板倉町に配備してありますボートの方が老朽化の為に修理不能となりまして、その更新、また、水害対応として、がれきに強いボートの購入というところで、こちらの方を更新させていただくものです。続きまして、オゾンガス発生装置でございますが、こちらは感染症対策の一つの資機材となっております。二種類ございますのは、一つは、救急車内、もう一つは可搬式の庁舎等でも使えるオゾンを発生させて感染症ウイルスを不活化性する装置でございます。なお、新型コロナウイルスにも対応できるものとなっております。
- 議 長（櫻井正廣君） 他に。質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（櫻井正廣君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第9号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
（挙手全員）
- 議 長（櫻井正廣君） 挙手全員よって、議案第9号は原案どおり可決いたしました。
- 議 長（櫻井正廣君） 以上で、本日の議事日程の全部を終了いたしました。この際、管理者からあいさつをしたい旨、申し出がありますので、こ

れを許します。管理者須藤和臣君。

- 管理者（須藤和臣君） 本日は、館林地区消防組合議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、全議案につきまして承認、可決を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。さて、東日本大震災から10年が経過いたしました。改めて、震災等でお亡くなりになられた方々のご遺族の皆様には哀悼の意を表します。まだなお復興の途中にある被災地の方々の気持ちに寄り添いながら、この日の記憶を風化させることなく、職員一同不測の事態に備えるため、消防活動体制の充実強化、社会情勢の変化に対応した火災予防対策の推進など様々な取り組みを行い、住民の皆様への負託に応えるよう全力を尽くして参ります。また、新型コロナウイルス感染症の収束を願うところですが、救急現場の最前線で活動している職員の心のケアを図り、コロナ対策を継続していく必要がございます。結びといたしますが、本組合の所期の目的が十分達成できますよう、関係市町と連携を図りながら、今後の事業を円滑に進めて行きたいと考えておりますので、議員各位には、健康に充分留意されまして、引き続きご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。なお私につきまして、管理者としまして、4月1日をもって4年間の任期を全うさせていただきます。この間自然災害など大過なく、過ごすことができました事は、皆様のご協力の賜物であると心から感謝申し上げたいと存じます。本日は誠にありがとうございました。
- 議長（櫻井正廣君） 以上をもちまして、令和3年館林地区消防組合議会第1回定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

(午後3時03分)

令和3年 6月30日

館林地区消防組合議長

櫻井正廣

会議録署名議員

酒巻広明

会議録署名議員

松村潤